

安中市まちづくり人材バンク

まちづくり人材バンクとは???

豊富な経験や専門的な知識、技能を有する方を人材として登録し、その経験や知識、技能を必要な方へ提供していただくシステムです。

困ったな...
私達のアイデアを実現するために
誰か力を貸してくれないかな



お手伝いします!



人材バンクをご利用ください!!

登録者の経験や知識、技能などを自分たちの市民活動、まちづくり活動にご活用いただけます。

講演会を開催したい



芸術や音楽について専門的に
お話できます!

商店街を活性化したいけど、
具体的にどうしたらいいのか...



PRのお手伝いします!
観光や商業を盛り上げるための
イベントやブランディング

スポーツイベントで
実技指導をお願いするには
どこに頼んだら?



講師の経験あり!
各地でボランティア活動しています。

福祉施設やイベントなどで
楽器を演奏したり、

歌を披露してもらえないかな?



経験のある方に依頼できます。

問い合わせ・提出先
企画政策部地域づくり課市民交流係
電話：027-382-1111（内線1027）FAX：027-381-7020
E-mail: shiminkoryu@city.annaka.lg.jp



人材バンクをご利用ください！！

登録者の経験や知識、技能などを自分たちの市民活動、まちづくり活動にご活用いただけます。

たとえば、専門家による講演会を開催したい、イベントでスポーツの実技指導をお願いしたい、活動のノウハウを教えてほしいなど、希望に応じて人材バンクをご利用ください。

利用条件

次のどちらかに該当すればご利用できます。

- (1) 市内に在住、在勤、または在学する人
- (2) 市内で活動する団体

※人材バンクの利用目的が、政治活動、宗教活動、営利活動、その他趣旨に反する活動である場合は利用できません。

利用の手続き

- (1) 人材バンク利用申込書を提出してください。(郵送・メールも可)
- (2) 担当課より登録者に連絡します。
- (3) 登録者は、利用希望者との合意に基づき業務を行います。

※業務を行うに当たって発生する費用(交通費、材料費、謝金など)の負担については、登録者と利用希望者との合意に基づいて決定します。

- (4) 業務終了後に、人材バンク利用結果報告書の提出をお願いいたします。

人材バンクに登録していただける人を募集します！

専門的な知識や技能のある人、ちょっと変わった資格を持っている人、一般的にはあまり知られていないがその道では有名な人など、さまざまな人材を募集します。

たとえば、「安中市の歴史に精通している」、「元はプロスポーツ選手だった」、「昆虫博士である」、「珍しい楽器を演奏できる」、「海外生活が長くその地域の言語や文化に詳しい」など。

安中市をもっと元気にしたい、市民参加のまちづくりに協力したいという人のご登録をお願いいたします。

登録資格

次のいずれにも該当する人を募集します。

- (1) 市民活動に理解があり、地域づくりやまちづくりのために、自らの経験や専門的な知識、技能を提供できる人
- (2) 安中市民、安中市に在勤、安中市出身者、その他安中市にゆかりのある人

※自薦・他薦は問いません。ただし、他薦の場合は本人の承諾を得てから申請してください。

※登録の目的が政治活動、宗教活動、営利活動である場合は、登録できません。また、安中市暴力団排除条例(平成24年安中市条例第26号)第2条第3号に規定する暴力団員等も登録できません。

登録の手続き

人材バンク登録申請書を提出してください。(郵送・メールも可)

登録者の業務

人材バンクに登録されると、人材バンクの利用希望者の求めに応じて業務を行います。

たとえば、○研修会や講演会での講義・講演

○イベントへの出演・実技指導

○利用希望団体の活動に対する助言・指導 などです。

※業務を行うに当たって発生する費用(交通費、材料費、謝金など)の負担については、登録者と利用希望者との合意に基づいて決定します。

登録の有効期限・更新

人材バンクの登録の有効期限は、登録日から3年を経過した年度の末日までです。更新の申請により、引き続き登録できます。

その他

事故等の責任

登録者の業務に伴って発生した事故、損害等については、登録者と利用希望者が協議の上、双方が誠実に対応するものとし、市は、事故等の責任を負わないものとします。

費用負担の疑義

費用の負担に関して生じた疑義は、登録者と利用希望者の間において協議し、双方が誠実に対応するものとし、市は、